相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	［略］		［略］
局部発振器の周波数変動	周波数計	［略］		［略］
ディエンファシス特性	低周波発振器 直線検波器	［略］		［略］
総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	［略］		［略］

［注１～32　略］

［イ・ウ　略］

［ニ・ヨ　略］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号Ⓡ及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

［様式略］

［注１～３　略］

４　技術基準適合証明番号の最初の３文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、４文字目又は４文字目及び５文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
［略］	
第２条第１項第28号の４に掲げる無線設備	ＲＴ
第２条第１項第29号に掲げる無線設備	ＵＺ
第２条第１項第29号の２に掲げる無線設備	ＳＴ
［略］	

［５　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計	［同上］		［同上］
局部発振器の周波数変動	周波数計	［同上］		［同上］
ディエンファシス特性	低周波発振器 直線検波器	［同上］		［同上］
総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	［同上］		［同上］

［注１～32　同上］

［イ・ウ　同上］

［ニ・ヨ　同上］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

［同左］

［様式同左］

［注１～３　同左］

４　［同左］

特定無線設備の種別	記号
［同左］	
第２条第１項第29号に掲げる無線設備	ＵＺ
［同左］	

［５　同左］

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　第一条の規定による改正前の様式又は書式により調製した用紙については、この省令の施行後においても、当分の間、使用することができる。この場合、第一条の規定による改正前の様式又は書式により調製した用紙を修補して使用することができる。